

学童保育クラブの 指定管理者制度について

子ども生活部 児童青少年課

2014年10月21日

町田市の学童保育クラブの概要

- ▶ 1小学校区 1 学童保育クラブを整備しており、基本的に学区内のクラブに通うこととしている。
- ▶ 全43施設のうち、直営5施設、指定管理35施設、委託3施設となっている。
 - ▶ 直営については、指定管理者制度を導入していくが「0」にはしない。
 - ▶ 委託については、現状では民間施設を利用しているが、市の施設が整備でき次第、指定管理者制度を導入する。
 - ▶ 指定管理施設の運営者は、13施設が（社福）町田市社会福祉協議会、13施設が（NPO）町田市学童保育クラブの会、その他9施設を5法人が運営している。
- ▶ 期間内に申請があり、入会要件を満たす児童は全員入会を認めている。
 - ▶ 現時点での対象は1～3年生としている。
 - ▶ 小学校の児童数は減少傾向であるが、入会率の増加にともない、学童保育クラブの児童数は増加傾向にある。
 - ▶ 年度始めの児童数により、当該年度に配置する職員数を決めている。
 - ▶ 各年度の直営人件費、管理運営委託料は申請人数により変動する。

指定管理者制度にかかわる業務内容等

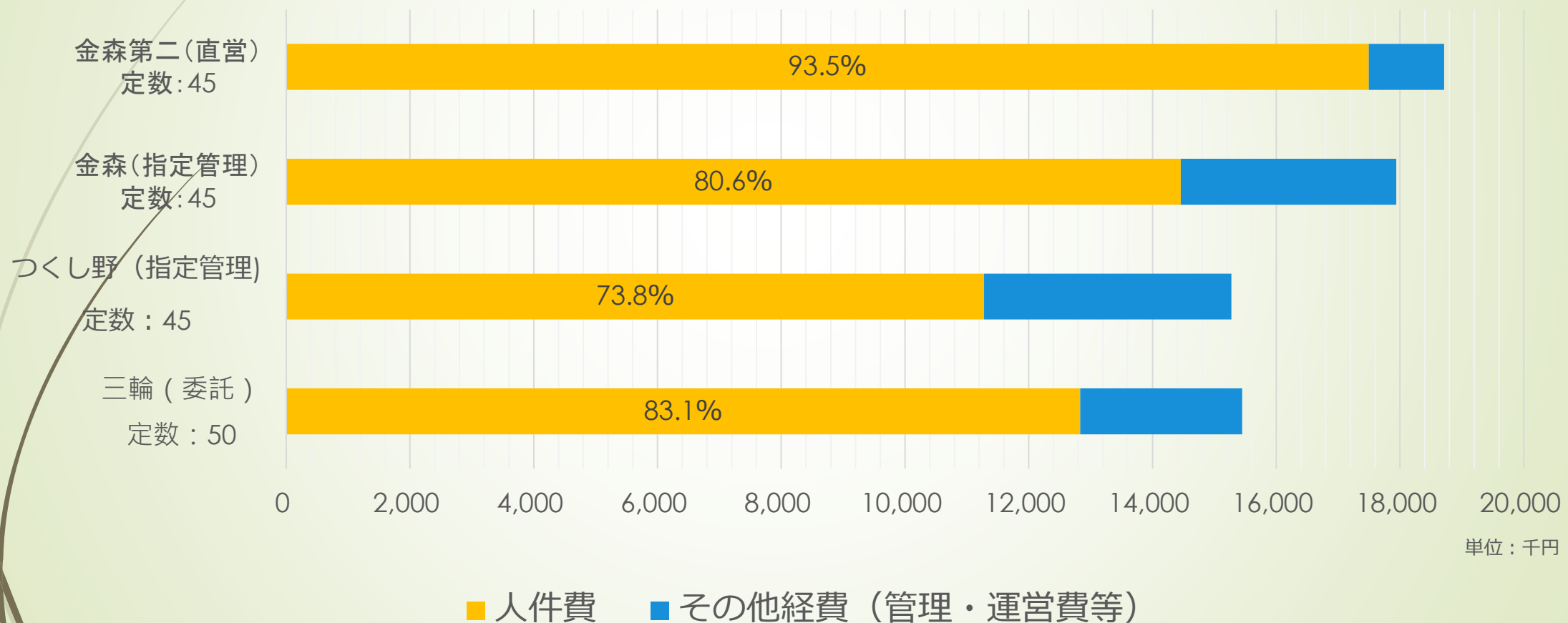
事務従事時間数

- ・ 2013年度は担当者数 3 名で、合計2,564時間従事した。(指定管理選定施設数 11施設)
- ・ 2014年度から担当者数を 4 名に増員した。(指定管理選定施設数 17施設)

業務区分	業務内容	業務量の割合
選定・指定	募集要項・仕様書作成、説明会実施、提出書類確認、所管課所見作成 他	20%
管理運営状況確認(モニタリング)	提出書類確認、管理運営状況確認シート作成 他	20%
指定管理料精算	施設毎の光熱水費、修繕料、委託料、保険料等の支出額確認、精算伝票作成	10%
指定管理料支払	概算払額・各月加算額の支払伝票作成、執行管理	10%
協定書の締結	基本協定書・年度協定書の締結、予算書・職員調書の確認	5%
その他	・実績報告書、育成日誌・記録等の確認 ・指定管理者との連絡、調整、協議	35%

運営形態ごとの費用内訳と経費の比較

2013年度の運営実績



学童保育クラブ指定管理者制度の課題

- 利用者によるクラブの選択はできず、市全体で平等な運営を求めているため自由度が少ない。
 - 民間のノウハウを活かす場面が少ない。
- 5年終期の更新の際、応募者は現指定管理者のみであり、競争性がない。
 - 指定管理料について、一定の基準は設けているが、法人の提案金額がそのまま指定管理料となる。
- 運営費用における人件費の割合が大きいため、インセンティブが働きにくい。
 - 法人の利益は人件費の執行残によるものであり、経験年数等提案時の職員配置がなされていない場合が多い。
- 管理運営状況の確認（モニタリング）業務については、保育の質、職員の労働条件、財務の安全性等、専門的な知識が求められている。